

## 一関市告示第74号

一関市移住者住宅取得補助金交付要綱を次のように定め、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月31日

一関市長 勝 部 修

### 一関市移住者住宅取得補助金交付要綱

#### (目的)

第1 市外からの移住者の増加を図り、活力ある地域づくりの推進に資するため、転入者が市内に定住する意思を持って自ら居住するための住宅を建築し、又は購入する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で一関市補助金交付規則(平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。)及びこの告示により補助金を交付する。

#### (定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住の用に供するために建築された一戸建ての家屋又は共同住宅のうち専有部分及びそれに付随する部分をいう。
- (2) 新築住宅 建築工事の完了の日から起算して1年を経過していない住宅であって、居住の用に供したことの無いものをいう。
- (3) 中古住宅 建築工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅又は居住の用に供したことの無い住宅をいう。
- (4) 取得日 新築住宅又は中古住宅(以下これらを総称して「取得住宅」という。)を自己の所有として登記簿に登録する原因となった日をいう。
- (5) 基準日 平成25年4月1日をいう。
- (6) 市内施工業者 市内に本店若しくは主たる事業所を有する法人又は個人で、新築住宅の建築工事を行うものをいう。

#### (補助金の交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 基準日以後に新たに市内に住所を有することとなった者（新たに市内に住所を有する以前において3年以上市内に住所を有していない者に限る。）
  - (2) 取得住宅の取得日が平成28年4月1日以後である者
  - (3) 取得住宅の共有持分を2分の1以上有する者
  - (4) 市税等（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する市町村税及び国民健康保険料をいう。）を滞納していない者
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象者としな
- (1) 取得住宅を国、県又は市等の制度による他の補助金、移転補償、損害賠償等を受けて取得した場合
  - (2) 取得住宅を補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）又はその同一世帯の者の3親等以内の親族から取得した場合
  - (3) 取得住宅の共有持分が各々2分の1である者で、他の一方の者がこの告示による補助金の交付の申請を行っている場合
  - (4) 申請者の同一世帯の者が前項第4号及び第5号の規定に該当しない場合  
（補助金の交付対象経費）

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 新築住宅の建設又は購入に要する経費（当該新築住宅の敷地の購入費を除き、1,000万円以上のものに限る。）
- (2) 中古住宅の購入に要する経費（当該中古住宅の敷地の購入費を含み、300万円以上のものに限る。）  
（補助金の額）

第5 補助金の額は、別表第1のとおりとする。  
（提出書類及び提出期日）

第6 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。  
（補助事業の内容の変更）

第7 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する市長が定める軽微な変更は、新築住宅の建設工事の内容の変更（当初の目的を変更しない範囲のものに限る。）で、補助金の交付額の変更が伴わない変更とする。

(補助金の返還)

第8 市長は、補助金の交付を受けた者が補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に補助金の対象となった住宅から転居し、又は当該住宅を売却若しくは譲渡したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(申請の取下期日)

第9 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受理した日から起算して30日以内とする。

(報告の徴収等)

第10 市長は、補助金の交付事務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、随時報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

(補則)

第11 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1 (第5関係)

補助金の区分	交付要件	補助金の額	
基本額	移住者住宅取得補助金交付申請書（以下この表において「申請書」という。）を提出した日において申請者又はその配偶者（第3条第1項第1号の規定に該当する者に限る。）のいずれか又はいずれもが40歳未満である場合	新築住宅	100万円
		中古住宅	50万円
	申請書を提出した日において申請者又はその配偶者のいずれもが40歳以上である場合	新築住宅	50万円
		中古住宅	25万円
市内施工業者加算	新築住宅の建設工事の請負契約を市内施工業者と締結した場合	20万円	
子育て支援加算	申請書を提出した日において同一世帯の者に中学校卒業前、中等教育学校の前期課程修了前又は特別支援学校の中学部卒業前の者（以下この表において「被扶養者」という。）がいる場合	被扶養者1人につき 5万円	

別表第2（第6関係）

条項	提出書類	添付書類	提出期日
規則第4条の規定による書類	移住者住宅取得補助金交付申請書（様式第1号）	(1) 誓約書（様式第2号） (2) 工事請負契約書又は売買契約書の写し (3) 取得住宅の見取図及び位置図 (4) 住民票謄本（続柄の記載されたもの） (5) 世帯全員（外国人を除く。）の戸籍の附票 (6) 世帯全員の前年度の市税等の納税証明書 (7) 工事着工前の現地写真（新築の場合に限る。） (8) その他市長が必要と認める書類	別に定める。
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	移住者住宅取得補助金変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）	変更等の内容がわかる書類の写し	変更（中止、廃止）の事由の生じた日から15日以内
規則第13条第1項の規定による書類	移住者住宅取得補助金請求書（様式第4号）	(1) 領収書又は振込受付書等の写し (2) 取得住宅及び敷地の登記事項証明書 (3) 敷地の使用貸借等の契約書の写し（敷地の所有者が申請者と同居しない者である場合に限る。） (4) 完成後の全景写真 (5) 取得住宅に転居した後の住民票謄本（続柄の記載されたもの）	別に定める。

年 月 日

一関市長 様

申請者 住所  
氏名  
連絡先



移住者住宅取得補助金交付申請書

移住者住宅取得補助金の交付を受けたいので、一関市補助金交付規則により関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 申請内容

住 宅 の 所 在 地		一関市	
住 宅 の 種 類		新築（建築・建売購入）・中古住宅	
工 事 予 定 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日	
施 工 業 者 ・ 取 得 相 手 方	所在地（住所）		
	名称（氏名）		
	連 絡 先	— —	
契 約 金 額		円（消費税を含む。）	
補 助 申 請 額		円	
内 訳	基本額	市内施工業者加算	子育て支援加算
	円	円	円

（裏面に続きます。）

## 2 世帯構成

氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	職業	前住所
申請者	本人					

## 3 添付書類

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (3) 取得住宅の見取図及び位置図
- (4) 住民票謄本（続柄の記載されたもの）
- (5) 世帯全員（外国人を除く。）の戸籍の附票
- (6) 世帯全員の前年度の市税等の納税証明書
- (7) 工事着工前の現地写真（新築の場合に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（別表第2関係）

年 月 日

一関市長 様

(申請者)

住 所

氏 名

⑩

連絡先

#### 誓約書

私は、一関市の住民として地域の自治活動に積極的に参加し、定住の意思をもって居住します。

また、移住者住宅取得補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8に該当することとなったときは、市長が指定する金額を返還します。

なお、要綱第3第2項第1号の規定にも該当しておりません。

年 月 日

一関市長 様

申請者 住所  
氏名 印  
連絡先

移住者住宅取得補助金変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け一関市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった移住者住宅取得補助金について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、一関市補助金交付規則により関係書類を添えて、承認を申請します。

1 申請内容

住 宅 の 所 在 地	一関市
変 更（中 止、廃 止） の 内 容	
変 更（中 止、廃 止） の 理 由	
変 更 後 の 新 築 工 事 等 金 額	円（消費税を含む。）
変 更 承 認 申 請 額	円

2 添付書類

(1) 変更等の内容が分かる書類の写し



年 月 日

一関市長 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
連絡先

移住者住宅取得補助金請求書

年 月 日付け一関市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった移住者住宅取得補助金について、一関市補助金交付規則により関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

1 補助金請求額 金 円

2 補助金の振込先

金融機関名	(銀行・労働金庫・信用金庫・農協)	支店名	
(フリガナ)			
口座名義			
口座番号	普通・当座		

3 添付書類

- (1) 領収書又は振込受付書等の写し
- (2) 取得住宅及び敷地の登記事項証明書
- (3) 敷地の使用貸借等の契約書の写し(敷地の所有者が申請者と同居しない者である場合に限る。)
- (4) 完成後の全景写真
- (5) 取得住宅に転居した後の住民票謄本(続柄の記載されたもの)